

条 文	解 説
第 1 0 条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市議会は、市民の負託に応えて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民自治を推進する役割を担う機関として、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、市民自治の考え方を尊重し、その実現に配慮しながら、議会の権限を行使しなければならないことを定めています。 ＜第 2 項＞ 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想やそれを実現するための条例や予算など、市の重要事項を議決する権限、及び検査、調査等を通じて、執行機関が市民の意思を市政に反映し、適正な行政運営を行っているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。 ＜第 3 項＞ 市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権など地方自治法の規定を確認するものです。
	《既存の法律など》 【地方自治法に定められている主な議会の権限】 ・議決権（第 96 条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など 15 項目が定められている他、同条第 2 項により議決の対象を条例に定めることができる。） ・選挙権（第 97 条、第 103 条、第 182 条） ・検閲・検査権、監査請求権（第 98 条） ・意見書提出権（第 99 条） ・調査権（第 100 条） ・長の不信任議決権（第 178 条）

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 0 条(議会及び議員の役割と責務等)	平成 24 年 12 月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を詳細に規定した。 また、条例に見直し条項を盛り込み、条例の実施（議会の改善）状況を定期的に確認、検証し、継続的に改善していくこととしている。	議会が不断にその責務を果たしていくため、議会基本条例の実施状況の検証・評価および改善を行うことが必要であり、そのための体制整備が必要となっている。	・条文で変更すべき箇所は特になし。 ・議会基本条例を制定したことを条文解説に入れてはどうか。 「平成 24 年 12 月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。」	条文は問題なし。ただし議員の資質が最近大変問題になっています。 選挙だけの「チェック」ではなく、市民との距離を感じさせない任期中の何らかの「チェック」が出来ないものでしょうか？

条 文	解 説
第 1 1 条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、市政に民意を反映するために広く市民の意見を求めるよう努めなければならないことを定めています。 ＜第 2 項＞ 市議会は、意思決定における議論の内容及経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。 ＜第 3 項＞ 市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。 ＜第 4 項＞ 市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、政策形成機能を強化し政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、条例制定などの議会が有する立法機能の強化に努めなければならないことを定めています。 ＜第 5 項＞ 市議会は、検査権、監査請求権、調査権等を活用し、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視するとともに、改善策を求めあるいは提案するなど、市政を点検し、その改善を推進するよう努めなければならないことを定めています。 ＜第 6 項＞ 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、これを支援する議会事務局の職員の配置及び資質向上、図書や資料の充実など、調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならないことを規定しています。 ＜第 7 項＞ 市議会の定数は、地方自治法第 91 条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また市民の代表機関として、この条例上の議会の役割、責務を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 1 条(議会の責務等)	●第 1 項～第 3 項関連 市民への情報発信、市民との意見交換を目的とした市民懇談会を年 1 度以上開催することとした。(平成 22 年度から実施。) また、平成 25 年度より広報広聴委員会を設置し、HP のリニューアル(平成 26 年度実施)に取り組んでいる。 請願の審査に際して、必要に応じて審査当日に請願者自らが発言(質疑に対する応答等)できるよう申し合せ事項を改正した。 ●第 4 項・第 5 項関連 毎年度、常任委員会(予算委員会を除く)において所管事務に関するテーマを定めて調査を行い、政策提言を行うことができることとしている。(平成 20 年度から実施。) また、調査等に際し機動的に専門的知見を活用できるよう議会基本条例において調査機関の設置について規定している。 ●第 6 項関連 職員の増員については適宜、行政側に要望している。(実現していない。) ●第 7 項関連 議員定数を定める際に配慮すべき事項等について、議会基本条例に規定している。	●第 1 項～第 5 項関連 議会基本条例に基づき取組を進めてきており、今後、実施状況の検証を行い、適宜改善していく必要がある。 ●第 6 項関連 議会活動が活発化するほどに事務局機能の強化が必要となっているが、職員の増員が進んでいない。	・条文で変更すべき箇所は特になし。 ・主な取り組み内容を条文解説に例示してはどうか。	条文には問題ないと思いますが、第 6 項と第 7 項は問題ないのでしょうか？ 第 6 項は事務局職員増になれば解決するとは思いません。 第 7 項の「定数」等は議員の自主に任せておいていいのでしょうか？

条 文	解 説
第 1 2 条 市議会の会議は、討議を基本とする。 2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。 この場合においては、その理由を公表しなければならない。 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市議会は、市民の代表機関であり、市民の代表者である議員が意見を交わし、論じ合い、意思決定を行う機関であることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考えに基づき、「討議の重要性」について規定するものです。 ＜第 2 項＞ 開かれた議会として、議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、個人情報保護に関わる部分などについては、必要に応じて非公開とすることができ、その場合は、非公開とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第 1 1 5 条の規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしています。 《既存の法律など》 【地方自治法】 第 1 1 5 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 ＜第 3 項＞ 議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 2 条（議会の会議及び会期外活動）	●第 1 項関連 委員会においてテーマを設定し議員間討議ができるよう要綱を制定している。 常任委員会（予算委員会を除く）におけるテーマ別調査においては既に議員間討議を中心に調査及びそのとりまとめを行っている。 ●第 2 項関連 本会議、委員会、全員協議会を原則公開としている。また、本会議、委員会についてはインターネット中継を行い、また録画配信も行っている。 ●第 3 項関連 常任委員会（予算委員会）においては、適宜、所管事務に係る調査を行えるよう、常任委員会の委員構成が変わる 5 月臨時議会において継続調査の手続を行っている。 また、テーマ別調査においては、実施を決定した後、継続調査の手続を行っている。	●第 1 項関連 委員会におけるテーマを設定して行う議員間討議のみならず、議案の審議・審査等においても議員間討議を実施することが求められる。 ●第 2 項関連 本会議、委員会以外の会議のインターネット中継・録画配信、あるいは会議録の作成・公開の必要性について検討が必要である。	条文で変更すべき箇所は特になし。	・当選後、市民との距離をなくする努力をしてほしいです。やはり問題は議員の資質でしょうか？

条 文	解 説
第 1 3 条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正かつ誠実に職務を果たすべきことを定めています。 ＜第 2 項＞ 市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。 ＜第 3 項＞ 市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。 ＜第 4 項＞ 市議会議員は、議会における審議状況、自らの意思決定の理由、活動状況などについて市民に説明するよう努めるとともに、自ら広く市民の声を聴き、その声を議会における意思形成過程、政策形成、市政の点検及び改善などの活動に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 3 条（市議会議員の責務）	生駒市議会基本条例において、市議会議員が果たすべき責務、役割、及びその責務・役割を果たすために行うべき事項を詳細に規定している。	市議会議員が、いかに責務を果たしているかを検証・評価する仕組みがない。（客観的に（公平、公正に）評価することが困難。）	条文で変更すべき箇所は特になし。	「選挙」以外の手段で議員の検証、評価の仕組みはつくれないのでしょうか？

条 文	解 説
第 1 4 条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。 2 市は、必要に応じて、市民等の間の調整を行う役割を担う。	【解説】 ＜第 1 項＞ 参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけではなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。 こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。 なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。 ＜第 2 項＞ 協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 4 条（協働のまちづくりにおける市の役割）	【行政全般】 条例の規定に則り、適切に対応している	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある、	特になし	・例えば、指定管理者制度による公共施設管理が進んでいるが、その成果（サービス水準、運営状況等）を評価し、改善に結び付ける手法が構築されていない。 今後、指定管理者、市民団体等、公的サービスの担い手となる場合の PDCA の仕組みの構築が必要となる。 ・条文の変更は、必要ないと思います。 但し、運用面から見ると本来、このような活動があればというようなグランドデザインは必要かと思われます。福祉、環境、安全、危機管理等については、市の積極的な働きかけが必要と思われます。環境、安全、危機管理等についてはかなり進んでいると思いますが、福祉については、介護保険関係、市域支援事業等については、国のモデル市でもあり、きめ細かく検討されていますが、高齢化し爆発的に増加していく住民の生活ニーズを、どう組み立てていくかについては少し弱い面があると思います。 例えば別紙のように、市民自治協議会等で検討されていけば、かなり、具体的に進んでいくのではないかと思いますのですが、このような検討はどこでされるのが良いのでしょうか？ ・条文・条文解説には問題ないと思いますが、実際に取り組んでみると、市との距離を実感します。特に第 2 項にある「必要に応じて市が実質的な調整の役割を担う」とありますが、現実には公平な調整が行われているのでしょうか？また公平とは何でしょ
	■マイサボいこま制度(市民が選択する市民活動団体支援制度：H23 年度～) 市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高める。	特になし	特になし	
	■市民活動推進センターでの相談事業 ボランティアなど N P O 活動を行いたい方や団体と活動を受けたい方や団体とをつなぐ（マッチング）。	特になし	特になし	
	■プロボノ促進事業(H26 年度) 市民が企業で培った経験やスキルを活かして、市民活動団体等の運営を支援し、社会貢献をする場を創出。団体と市民が出会う場を作ることで、継続的な市民公益活動の活性化を目指す。	今後実施。	特になし	
	■参画と協働の指針策定(H25.3) 自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。策定の際には、市民自治推進会議（当時）及び委員会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。 周知については、自治連合会全体集会での周知、ららポート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。	自治基本条例の原則の一つであることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし	
	■地域デビューガイダンス これから活躍できるまちづくりや社会貢献の取り組みを実際に活動している方々の話を通じて紹介を行う。【分野】 ・生涯学習（生涯学習まちづくり人材バンク、寿大学等） ・市民活動（自治会活動、まちづくり井戸端会議等） ・福祉（地域ボランティア講座、シルバー事業） ・環境景観（花とみどりのボランティア活動、エコネット生駒等） ・観光（観光ボランティアガイドの会） ・スポーツ（スポーツリーダーバンク登録及び紹介）	振り返りを行い、実施方法等の検討を行っていく。	特になし	

				うか？ なお企画政策課の「生駒市市民政策提案制度」も事例として、記載されたら如何でしょうか？ ・「適切な公共的サービス水準の設定」についての具体的内容を知りたい。 ・市民等による公共的サービスについては、様々な分野が考えられますが、主な取り組み状況に記載されているのは、市民活動推進課が関わる事業のみなので、他課における取り組みがあれば記載していただきたい。
--	--	--	--	---

地域での社会資源の活用について

生駒市内では、地域差は多少あるものの各地域においては高齢化が進み、独居世帯、老々世帯、認々世帯等が多くなっており、日常生活の実態は様々な問題をかかえています。

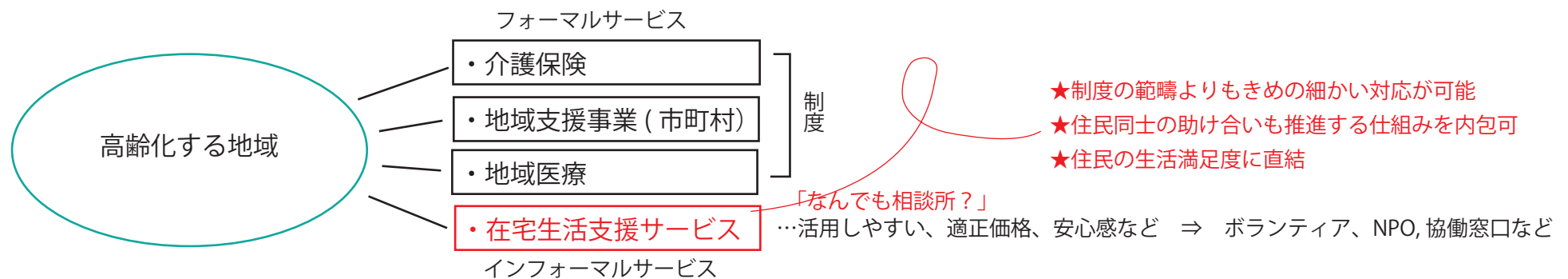
介護保険制度においては、国全体の制度設計と各地域社会での実情にあった対応のために、一部予防の部分を市町村事業として対応していく方向性となっています。特に、今後問題視される認知症への対応については、1) 事前の予防、2) サービス毎の認知症対応型の追加、3) より専門的な認知症対応型施設の拡充等が図られています。

一方で、高齢者の日常生活においては、介護以外の様々なニーズを抱えており、多様な援助が必要とされています。介護保険外のサービスとしては民間のサービスもあるものの、高齢者にとってはかなり高額となっており、頻回に利用できる状況にはなっていませんし、必ずしも自立を促すサービスにはなっていません。

民間以外では、シルバー人材センターや社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などがありますが、地域での認知度や活用度は高いとはいえません。

これらのことから、シルバー人材センターや社会福祉協議会、場合によっては地域包括支援センターなど協働して地域にワンストップの情報拠点を置くか、若しくは他市で行っているように市民自治協議会の「なんでも相談所」のようなものが、生活圏中の便利な場所に置かれていて、電話と面接両方で生活全般に対応出来るようになっていけば、より活用が促進されるものと考えられます。そしてその結果、地域住民はより安心な自立した在宅生活の継続が可能になるのではないのでしょうか。

近年特に医療・介護の地域包括ケアと言われることが多いのですが、同時に並行して、高齢者の生活そのものに対する介護保険以外の支援（日常生活が自立できる在宅生活支援サービス）の充実が必要ではないかと考えます。

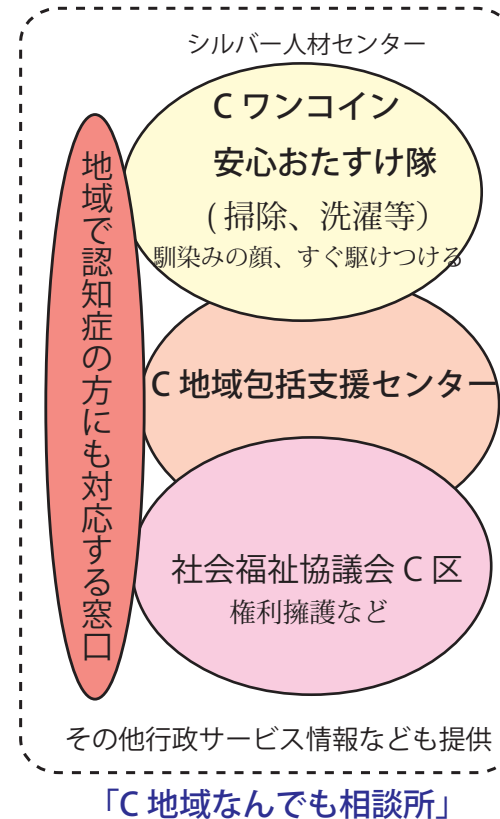
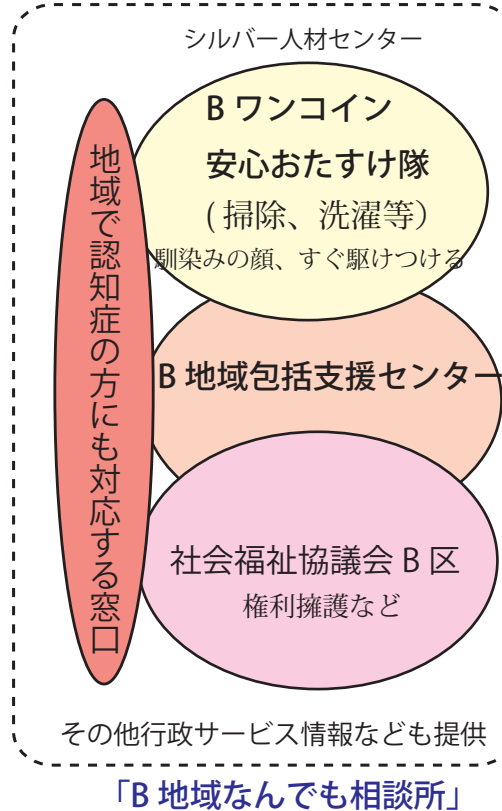
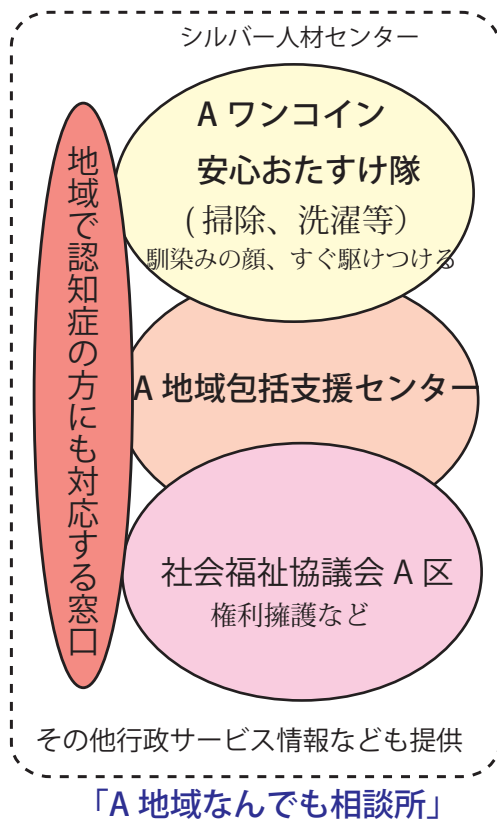


<イメージ例>

A 生活圏

B 生活圏

C 生活圏



※左記の窓口には必ずしも各事業の担当者が必要という意味ではなく、地域情報の把握や対応が可能な窓口があれば良いと思われます。(情報をよく知る、ボランティアスタッフによる運営も可能かもしれません。)

※今後、推進が予定される住民自治協議会の福祉部門の窓口としても想定できます。

「地域なんでも相談所」 協働のワンストップステーションが出来ないか？

【シルバー人材センターにとって】

シルバー人材センターの事業は、社会資源として大きな要素を持っているだけでなく、地域高齢者への働く場の提供という意味でも大きな役割があると考えます。今回創設された「ワンコインおたすけ隊」などは、地域に密着した形で実施されることで、スタッフ、地域住民間の安心感も増すものと考えられます。

【地域包括支援センターにとって】

本来、なんでも相談所的な要素を一番担っていますが、業務の多忙さやスタッフ人数の関係から対応しきれていない実情もありますが、だからこそ、地域情報の収集チャンネル、発信チャンネルとのネットワークづくりが重要となってきますので、他の部署との情報共有の場を持つことが大切だと思います。

【社会福祉協議会にとって】

超高齢化の地域住民にとって、日常生活自立支援事業や権利擁護事業は今後必要性が増すものと考えられますが、内容が難しそう、手続が大変そうなど理解が進まない一面もあります。身近でいつでも相談できる所があれば理解や活用が進み大切なことが相談できる安心感が生まれると思います。

【地域ぐるみの（認知症）ケア】

地域での認知症ケアにおいては、日常的な生活情報把握や地理的情報把握が重要です。他市では、徘徊高齢者の立寄所的な役割を担っている場もあるようです。(認知症高齢者のみでなく、学童の登下校時の見守り拠点としての活用も考えられます。)
※認知症の文字に () を付けているのは、学童、防犯などの拠点としても考えられるからです。

条 文	解 説
第 1 5 条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。 2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。 3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。 ＜第 2 項＞ 市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民及び議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、ハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。 ＜第 3 項＞ 市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。 《既存の法律など》 【地方自治法】 （長の統轄代表権） 第 1 4 7 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 （事務の管理及び執行権） 第 1 4 8 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。 （職員の指揮監督） 第 1 5 4 条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 5 条（市長の責務）	【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。	今後も取り組みを進めていく必要がある、	特になし	・第 2 項に関して、自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に向けた取組が現状で十分かどうか、左欄（主な取組状況）からは検証不可。各論（第 7 章）について順次検証した上で本条を評価する必要がある。 ・条文に「市民の福祉の増進を目指し」とありますが福祉だけでしょうか？「安全」は？
	＜第 3 項＞ ・管理職研修を初めとする階層別研修の実施、職員の意識改革を重視した職員研修の実施 ・政策形成実践研修の継続実施 ・メンタルヘルス研修の継続実施 ・職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援 ・市民と合同による、より実践的なファシリテーション研修の実施	特になし	特になし	・「市民と合同による、より実践的なファシリテーション研修の実施」とありますが、具体的にはどのような研修でしょうか？「市民自治協議会」についてはこのような研修はないのでしょうか？ ・「職員の採用」も含めるべきでないでしょうか？ ・取り組み内容については、研修を実施したというだけでなく、実施回数、参加人数、どのような効果があったか、研修が適切であったかについて検証しているのか等も必要ではないか。

条 文	解 説
第 1 6 条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。	【解説】 地方自治法第 1 3 8 条の 2 の規定「執行機関の義務」をこの条例の理念にのっとり、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。 《既存の法律など》 【地方自治法】 （執行機関の義務） 第 1 3 8 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 6 条（執行機関の責務）	【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし。	・現状で十分かどうか、各論（第 6 章）について検証した際に何点か問題点を指摘しており、適切に対応されているとは言い難い。 ・いわゆる「たらい回し」現象をなくする条文解説が挿入できないでしょうか？

条 文	解 説
第 1 7 条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。	【解説】 <第 1 項> 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。 《既存の法律など》 【地方公務員法】 （サービスの根本基準） 第 3 0 条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。 <第 2 項> 市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。 <第 3 項> まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も生活者であることの視点を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 1 7 条（市の職員の責務）	【行政全般】 条文の規定の規定どおり	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし	・第 1 項、第 3 項について、具体的にどのような方法によって取り組み、それをどのように評価しているのか不明。 ・運用面について：市民自治協議会のありかたなどは、政策形成実践研修には含まれないのでしょうか？ ・ 3 項条文の生駒市の市民でなくても、解説の 3 項の市の職員も生活者であることの視点を大切にし、・・・何か良い表現はないかなと考えています。
	<第 2 項> ・政策形成実践研修の継続実施 ・各種研修機関への積極的な派遣により専門知識、技術の向上 ・職員の自発的な研究・相互啓発	特になし		・ 15 条第 3 項に記載した意見と同じ